

(4) 現在届出対象となっていない業種について

① 建設業(業種コード:E)

項目	内容
全国の事業所数	平成 16 年事業所・企業統計調査(総務省) 建設業の合計 → 事業者:283,784 事業所:564,352 平成 16 年度建設工事施工統計調査報告(国土交通省) 建築工事業(総合工事業の一部) → 41,822 社 舗装工事業() → 3,464 社 塗装工事業(職別工事業の一部) → 6,111 社 内装工事業() → 8,435 社 ※個人営業の事業者を除く事業者数を示す。
主な事業内容	注文又は自己建設による建設工事(建築工事、土木工事等)の施工 <例> ・ 橋梁の塗装(塗料の使用) ・ 住宅の壁紙の貼り付け(接着剤の使用) ・ 屋根の防水工事(シーリング剤の使用) ・ 建物の新築時のシロアリ防除(シロアリ防除剤の使用) ・ 道路のライン塗装(路面標示塗料の使用) ※工事現場は原則としてすべて事業所の外にある。
従業員規模の分布	20 人以上の事業者数(平成 16 年事業所・企業統計調査(総務省)) 総合工事業 → 13,697 事業者(総合工事業の約 10%) 職別工事業 → 4,446 事業者(職別工事業の約 6%)
届出外排出量の推計 (17 年度)	塗料・接着剤に係る当該業種の年間排出量を下記のとおり推計 キシレン:約 28,000t/年 トルエン:約 17,000t/年 エチレングリコール:約 1,900t/年
その他取扱が想定される 主な対象化学物質	1,3,5-トリメチルベンゼン → 塗料 ホルムアルデヒド → 接着剤 塩化メチレン → 剥離剤(リムーバー)
諸外国における扱い	英国では道路舗装業*が対象 ※日本の舗装工事業に相当
地方自治体における扱い	対象としている自治体はない

<考慮事項>

事業所外の事業活動に伴う排出が大半であるため、事業所からの排出量の把握を義務づける化管法第5条の規定になじまない。

(参考)化管法

第5条 第一種指定化学物質取扱事業者は、(中略)当該事業所において環境に排出される第一種指定化学物質の量として(中略)把握しなければならない。

② 耕種農業(業種コード:110)

項目	内容
全国の事業所数	第 80 次農林水産省統計表(平成 16～17 年) 農家以外の農業経営体(法人) → 5,570 農家以外の農業経営体(非法人) → 2,660(任意組合等) 専業農家 → 440,750 第一種兼業農家 → 281,850(農業が主) 第二種兼業農家 → 1,438,790(農業以外が主)
主な事業内容	耕種、養畜、及び農畜に直接関係するサービス業
従業員規模の分布	平成 16 年事業所・企業統計調査結果(総務省) 「農業」を主とする企業数 → 6,693(農家を除く) うち、事業者規模 20 人以上 → 680
届出外排出量の推計 (17年度)	農耕地を対象に推計した 125 物質のうち、主な対象化学物質の届出外排出量(平成 17 年度)は以下のとおり。 D-D → 11,363t クロロピクリン → 8,099t ダゾメット → 2,973t マンコゼブ → 2,274t キシレン → 2,031t
年間取扱量の分布推定	データはないが、防除基準等によって面積あたりの農薬使用量などが定められているため、「耕地面積あたり平均使用量」と「耕地面積の分布」から概算での推定が可能 全国の経営耕地総面積 → 3,437,447ha 全国の農耕地での届出外排出量(H17) → 39,348t/年 面積あたり平均農薬使用量(全成分合計) → 11.4kg/ha/年 年間取扱量(全成分合計)が 1t 程度になる規模 → 87.4ha ※一つの事業者で数種類の農薬の使用を仮定すると、1物質の年間取扱量が1t 以上となる規模は、数百 ha 程度と推定される。 <北海道以外> 10ha 以上の事業者数は 11,380 件(約 0.5%)に過ぎないため、数百 ha という規模の事業者はほぼ皆無と推定される。 <北海道> 30ha 以上の事業者数は 11,490 件(約 20%)あるため、数百 ha という規模の事業者も存在する可能性があるが、北海道は牧草(=農薬使用量が全作物平均の約 10%)の寄与が高いことを考えると、年間取扱量が1t 以上となる事業者は、ごく一部に限られるものと推定される。
諸外国における扱い	PRTR議定書、豪州、スウェーデンでは「畜産農業」が対象 カナダでは「農林水産業」が対象 フランスでは「畜産業」が対象
地方自治体における扱い	対象としている自治体はない

※化管法第5条の規定について要考慮

③ 漁業(業種コード:300)

項目	内容
全国の事業所数	平成 16 年事業所・企業統計調査(総務省) 事業者:980 事業所:1,206(個人経営などを除く数) 第 80 次農林水産省統計表(平成 16~17 年) 個人経営 → 122,680(海面養殖が約3割含まれる;以下同様) 会社経営 → 2,857 共同経営 → 3,745 その他(組合等) → 595
主な事業内容	海面又は内水面において自然繁殖している水産動植物の採捕 主として漁船や漁網等の漁具を使って魚類等を捕獲し、以下のよ うな漁業種類が含まれる(例示のみ)。 ・ 底引き網 ・ まき網 ・ 刺し網 ・ 定置網 ・ はえ縄 ・ 一本釣り
従業員規模の分布	従業員規模 20 人以上の事業者は 274 件(約 28%)
届出外排出量の推計 (17年度)	定置網の漁網防汚剤として使用される3物質の届出外排出量の推 計値(平成 17 年度)は以下のとおり。 キシレン → 2,718t ポリカーバメート → 211t ほう素及びその化合物 → 0.5t
対象化学物質を取り扱っ ている事業所の割合	漁業経営体(全国で129,877 件)のうち、以下の経営体で対象化学 物質の取扱の可能性はある。 ・ 大型定置網(529 事業者) ・ さけ定置網(620 事業者) ・ 小型定置網(8,053 事業者)
諸外国における扱い	PRTR議定書では水産業が対象 カナダでは農林水産業が対象
地方自治体における扱い	対象としている自治体はない

※化管法第5条の規定について要考慮

④ 建物サービス業(業種コード:8640)

項目	内容
全国の事業所数	平成 16 年事業所・企業統計調査(総務省) 事業者:5,177 事業所:20,174
主な事業内容	清掃 消毒 害虫駆除 機器の保守・点検 その他(飲料水の水質検査、管工事、廃棄物収集運搬、マンション総合管理)
従業員規模の分布	従業員数規模 20 人未満の事業者は 6,051 件(60%)
届出外排出量の推計 (17年度)	2-アミノエタノール(洗浄剤(中和剤)) → 約 2.8t フェニトロチオン(殺虫剤) → 約 25t ポリ(オキシエチレン)＝アルキルエーテル(洗浄剤(界面活性剤)) → 約 8.3t
諸外国における扱い	OECD加盟国で対象としている国はない
地方自治体における扱い	対象としている自治体はない

※化管法第5条の規定について要考慮

⑤ 水産養殖業(業種コード:400)

項目	内容
全国の事業所数	平成 16 年事業所・企業統計調査(総務省) 事業者:952 事業所:1,500 (個人経営等を除く) 個人経営等の数は「③漁業(業種コード:300)」の一部として別掲
主な事業内容	海面又は内水面において人工的設備を施し、水産動植物を移植、放苗、育成などにより集中的に生産 主として漁網等の漁具を使い、例えば以下のような漁業種類が含まれる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 魚類養殖(ぶり、まだい) ・ ほたて貝養殖 ・ かき養殖 ・ わかめ類 ・ のり類 ・ 真珠養殖
従業員規模の分布	従業員規模 20 人以上の事業者は 61 件(約6%)
届出外排出量の推計値(17年度)	海面養殖の漁網防汚剤として取扱が想定される3物質の年間排出量(平成 17 年度)の推計値は以下のとおり。 キシレン → 1,542t ポリカーバメート → 1.8t ほう素及びその化合物 → 0.8t
諸外国における扱い	PRTR議定書では水産業が対象 カナダでは農林水産業が対象
地方自治体における扱い	対象としている自治体はない

※化管法第5条の規定について要考慮

⑥ 育林業(業種コード:210)

項目	内容
全国の事業所数	2005年農林業センサス(農林水産省) 種類別の林業経営体数(林家は保有山林3ha以上) 林家(農家林家) → 283 林家(非農家林家) → 137 林業事業体(会社) → 19,960 林業事業体(社寺) → 13,296 林業事業体(共同) → 74,442 林業事業体(慣行共有) → 34,029 林業事業体(その他) → 11,309 保有山林面積規模別の全国の「林業経営体」数 10ha未満 → 127,247 10～100ha → 67,733 100～1,000ha → 4,752 1,000ha以上 → 492 ※「林業経営体」には農業を兼業している農家林家等が含まれる。
主な事業内容	林木の造林・保育・保護 森林保護等の一環として、農薬散布による害虫(例:松食い虫)の駆除なども行われる。
届出外排出量の推計値(17年度)	推計対象とした22物質のうち、主な物質の届出外排出量は以下のとおり。 フェニトロチオン(殺虫剤) → 26t ジラム(殺菌剤) → 6.6t キシレン(溶剤) → 15t
諸外国における扱い	カナダでは農林水産業が対象
地方自治体における扱い	対象としている自治体はない

※化管法第5条の規定について要考慮

⑦ スポーツ施設提供業(ゴルフ場)(業種コード:7660)

項目	内容
全国の事業所数	平成 16 年特定サービス産業実態調査報告書(経済産業省) 事業者:1,289 事業所:2,026(単独事業所が約 56%) ※事業者数は「単独事業所」と「本社」の数の合計と同じとみなした。 ※以下の何れかの条件を満たす事業所に限る。 ①ホール数 18 以上、かつ、ホールの平均距離が 100m 以上 ②ホール数が 9 以上(18 未満)、かつ、ホールの平均距離が 150m 以上
主な事業内容	ゴルフを行うための施設の提供(ゴルフ練習場は含まない) ゴルフコース(芝、樹木等)の管理、食堂・売店等の管理 ※芝や樹木の管理(農薬散布)は防除業者に委託する場合がある。
従業員規模の分布	事業所の従業員数が 20 人以上の事業所が約 90% 事業者の従業員数は不明だが、21 人以上が9割以上と推測される。
届出外排出量の推計値 (17 年度)	クロロタロニル → 約 78t グルホシネート → 約 61t チウラム → 約 32t 42 物質(上記3物質を含む)の合計で約 309t(農薬全体の約 0.7%)
年間取扱量の分布	平成 17 年度ゴルフ場農薬使用量に関する調査(環境省) 使用が確認された 43 物質の平均取扱量の分布は以下のとおり。 1kg 未満 → 4物質 1~10kg → 20 物質 10~100kg → 18 物質(ポリカーバメート等) 100kg 以上 → 1物質(フェンチオン) 調査した 301 ヶ所のゴルフ場で、1物質の年間取扱量の最大値は 900kg。
諸外国における扱い	OECD加盟国で対象としている国はない
地方自治体における扱い	対象としている自治体はない

⑧ 医療業(業種コード:8800)

項目	内容
全国の事業所数	平成 16 年医療施設調査(動態調査)病院報告(厚生労働省) 病院(=病床数 20 以上):9,077 うち、一般病院(精神病院等を除く):7,999 一般診療所(=病床数 20 未満):97,051 歯科診療所:66,557
主な事業内容	医師又は歯科医師等が行う医療行為、またはそれに直接関連するサービス。滅菌代行業も含まれる。
従業員規模の分布	<医療業全体> 事業所の従業員数が 20 人未満の事業所の割合が 90%以上 事業者の従業員数としては不明 <病院> 最も小さな規模(病床数 20~29)の病院でも平均で約 40 人 ※病院であれば大半が従業員規模 21 人以上と推測される。
届出外排出量の推計 (17年度)	エチレンオキシド → 約 147t(滅菌代行業も含む) グルタルアルデヒド → 約 80t ヒドロキノン → 約 16t
年間取扱量の分布	平成 13~15 年度PRTRフォローアップ事業(環境省)における、事業所ごとの最大取扱量の分布 1t 以上 → 8件(1.7%) 100kg~1t → 64 件(14%) 10~100kg → 154 件(33%) 10kg 未満 → 136 件(29%) 取扱なし → 111 件(23%)
取扱量の報告データ	<東京都の条例による報告(平成 17 年度)> キシレン → 約 20t(報告件数 26 件) エチレンオキシド → 約6t(報告件数 20 件) クロロホルム → 約 4.7t(報告件数 10 件) ホルムアルデヒド → 約4t(報告件数 14 件) ジクロロメタン → 約1t(報告件数2件) <PRTRフォローアップ事業> エチレンオキシド → 約9t(報告件数 97 件) グルタルアルデヒド → 約4t(報告件数 47 件) その他(13 物質) → 約4t(報告件数 延べ 208 件)
諸外国における扱い	カナダでは医療業(歯科医業除く)が届出対象
地方自治体における扱い	東京都では対象 ※但し 300 床以上の病院に限る